

令和4年度つくばスマートシティ協議会第2回臨時総会 議事録

総会の決議があったとみなされる日	令和5年1月20日
総会会の決議があったものとみなされる事項の提案をした者	会長 五十嵐 立青
議事録の作成に係る職務を行った者の氏名	会長 五十嵐 立青
議決権を行使することができる会員の数	75者
議決権を行使することができる会員の議決権の数	75個

審議事項

- 第1号議案 令和4年度事業計画の変更について
- 第2号議案 令和4年度収支予算の変更について

令和5年1月13日、会長 五十嵐 立青が会員の全員に対して、総会の審議事項について、上記内容の提案書を発し、当該案件につき令和5年1月20日までに会員の過半数から同意する旨の意思表示を得たので、規約第22条第1項の規定に基づき、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなされた。

上記のとおり、総会の決議の省略を行ったので、総会の決議があったものとみなされた事項を明確にするため、本議事録を作成する。

令和5年1月20日

つくばスマートシティ協議会

会長 五十嵐 立青